

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
千葉県過疎地域 県税課税免除条 例	H22.6	製造の事業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販 売業、旅館業(下宿営業を除く。)に係る特別償却設備 の取得額2,700万円超 ※情報通信技術利用事業に係る特別償却設備につい ては、平成29年3月31日以前に新設又は増設された ものに限る。 ※農林水産物等販売業に係る特別償却設備につい ては、平成29年4月1日以後に新設又は増設されたも のに限る。	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
千葉県半島振興 対策実施地域県 税不均一課税条 例	H17.7	製造の事業、旅館業(下宿営業を除く。)に係る特別償 却設備の取得額500万円(資本金が1,000万円超5,000 万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の 法人の場合は2,000万円)以上 農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償 却設備の取得額500万円以上	半島振興対策実 施地域 (主務大臣の認 定を受けた産業 振興促進計画に 記載された計画 区域内に限る)	○3年間 ○不均一課税 初年度 通常税率の1/2 第2年度 通常税率の3/4 第3年度 通常税率の7/8	○3年間 ○不均一課税 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.70/100	○取得時 ○不均一課税 通常税率の1/10

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
千葉県立地企業補助 金交付要綱	H17.4 H24.4	立地企業	1. 大規模投資企業立地 ①製造業の工場又はその他県の産業振興施策に 合致するものとして知事が特に認める施設 ②投下固定資産額が500億円以上 ③事業従事者が300人以上	—	—	建物に係る不動産取得税相当 額 償却資産に係る固定資産税相 当額	70億円
			2. 本社立地 ①本社 ②延床面積が500㎡以上 ③事業従事者が50人以上	—	—	建物に係る不動産取得税相当 額 償却資産に係る固定資産税相 当額	10億円
			3. 研究所立地 ①自然科学研究所 ②敷地面積が1,000㎡以上 ③事業従事者が10人以上 (特定振興地域5人以上)	—	—	建物に係る不動産取得税相当 額 償却資産に係る固定資産税相 当額	10億円
			4. 工場立地 ①工業団地等に立地する製造業の工場 ②敷地面積が1,000㎡以上 ③事業従事者が10人以上 (特定振興地域5人以上)	別に指定する 工業団地等	—	建物に係る不動産取得税相当 額 償却資産に係る固定資産税相 当額	10億円
			5. がんばる市町村連携 ①製造業の工場又は流通加工施設(特定振興地 域は上記のほか、植物工場、情報サービス業、宿 泊業、観光業の施設) ②市町村が助成(市町村税の課税免除等を含む) を行う ③敷地面積が1,000㎡以上 ④事業従事者が10人以上 (特定振興地域5人以上)	—	—	建物に係る不動産取得税相当 額	10億円
			6. 競争力強化(再投資支援) (1)製造業の工場又は自然科学研究所 ①市町村が助成(市町村税の課税免除等を含む) を行う ②投下固定資産額が10億円以上	—	—	建物に係る不動産取得税相当 額	10億円

			③雇用維持 ④事業の高度化				
			(2)宿泊業又は観光業の施設(特定振興地域に限る) ①市町村が助成(市町村税の課税免除等を含む)を行う ②投下固定資産額が2億円以上 ③雇用者10%以上(最低2名)増	—	—	建物に係る不動産取得税相当額	10億円
			7. マイレージ型(累積投資型) ①製造業の工場又は自然科学研究所 ②中小企業 ③投下固定資産額が3年間で1.5億円以上 ④雇用維持 ⑤事業の高度化	—	—	建物に係る不動産取得税相当額	10億円
			8. 雇用創出支援 ①本社、製造業の工場、自然科学研究所又は流通加工施設(特定振興地域は上記のほか、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設) ②建物の延床面積が500㎡以上又は敷地面積が1,000㎡以上 ③事業従事者数(操業開始日から3年後) 大企業:50人以上 (特定振興地域25人以上) 中小企業:25人以上 (特定振興地域13人以上)	—	—	正規雇用者5万円/人 高度人材30万円/人	1億円

詳しくはこちら「[千葉県立地企業補助金のご案内](#)」

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
千葉県企業立地促進 資金融資要綱	S56.6	立地企業	千葉県立地企業補助金の立地計画認定を受けた企業	—	(設備資金) 工場等の用地取得費及び建築費、機械・設備等の購入費並びに既存の建物等に係る移転費用	利率 年1.6%以内 融資期間 12年以内 (うち据置2年以内)	融資対象経費の90%以内で20億円以内
					(運転資金) 当該事業の遂行上当面必要とする人件費、原材料費又は研究開発経費	利率 同上 融資期間 3年以内 (うち据置1年以内)	3,000万円以内